

## 令和2年度池田市発達支援システム検討委員会 書面会議

案件資料発送：令和3年1月26日  
委員意見回収期日：令和3年1月26日  
～令和3年2月5日

### ●委員長・副委員長の選出

…これまでに引き続き、

委員長 片山泰一様 / 副委員長 糸賀怜子様

### ●案件1) 第2期池田市障害児福祉計画(案)について

委員意見1) p.43の重症心身障がい児の支援、放課後等デイサービス、また、医療的ケア児支援について、大変な内容で大切に意義あることだが、よそごとになりそう。2023年度末に向けてどうするか。

委員意見2) 重症心身障がい児や医療的ケア児への理解が進み、支援体制が整ってきていることが分かった。医療型児童発達支援の現状も分かっていたいただき、今後のさらなる充実に期待する。

事務局回答) 重症心身障がい児の受け入れ可能な児童発達支援・放課後等デイサービス事業所は、少ないながら目標に達している。医療的ケア児の支援を進めるため、者(大人)も含めた協議の場の設置に向けて検討する。医療型児童発達支援に関しては、やまばと学園での受け入れや必要な訓練の提供など、市として検討していく。

委員意見3) 身体障がい児にとって機能訓練は乳幼児期で終わるものではなく、学齢期、成人になっても続き、一生必要となる。しかし、学齢期や成人を迎えた段階でスムーズに引き継げず途切れてしまう場合が多くある。乳幼児期から一生途切れることなく、どの段階になっても同様の訓練を継続して受けられる体制づくりが必要である。

事務局回答) 身体障がい児の理学療法(PT訓練)については年齢によって申請窓口や実施場所は異なるが、どの段階においても受け入れ可能。乳幼児期に開始して、学齢期・成人期まで継続して訓練を提供できる体制を構築している。作業療法(OT訓練)については、未就学児はやまばと学園で、就学児は教育センターで実施。

今後、機能訓練については、第5期障害者計画において、医療・リハビリテーション体制の充実として必要な訓練が継続して受けられるよう努めるとしている。

委員意見4) 障がい児の疑いのある段階から、ライフステージに沿って切れ目のない一

貫した支援体制が望まれる。児童発達支援センターやまばと学園の療育に期待している。民間事業所とやまばと学園の連携はどうなっているか。学校園と、やまばと学園卒園児のフォローのあり方はどうなっているか。

委員回答) やまばと学園は、民間事業所との連携については、保護者を仲介にして個別支援計画のやりとりを実施している。学校園とは卒園児の引継ぎを行っていることに加え、OT 訓練や発達相談、こばと事業、保育所等訪問支援事業でフォローをしている。

委員長意見) p.41,42 保護者支援の部分について、先行研究において、保護者が継続して子どもへの療育と一緒に受けて関わり方を直接学んだ群は、そうでない群に比して療育の効果が高く、加えて、その影響は後年へも及ぶと報告されていることから、座学だけでなく、保護者が実践で子どもへの関わりを学べる（体験できる）機会が不可欠だが、座学以外の保護者の学びの場はあるか。特に、就労等を理由にやまばと学園の通園を利用しない保護者はどうするのか。

事務局回答) 令和2年4月より、ひまわり親子教室の対象を拡充し、保育所に通う親子にも来ていただき、親子遊びの経験と学びにつなげている。また、令和3年4月、やまばと学園で親子療育教室を増設し、これまで就労等で通園できなかった保育園児を受け入れ、子どもの特性や関わり方についてともに考え学ぶ機会として広く提供している。

委員長意見) p.44 「④発達障がい児者に対する支援」のペアレントメンターは養成研修が必要だが、具体的にはどの機関が担い、どの立場の人を受講対象とするのか。例えば、やまばと学園卒園児の保護者などか。

事務局回答) 引き続き、府の養成研修等を活用していく。

委員長意見) p.44 「④発達障がい児者に対する支援」は、どこが実施するのか。ファシリテーター及び参加者は誰を想定しているのか。

事務局回答) ペアレントトレーニングは、通級指導教室で実施している。令和3年度、新たにやまばと学園にて心理士をファシリテーターにペアレントプログラムを実施予定である。

委員意見 5) ペアレントプログラムは個別療育と並行してなされるべきと思いますが、どのような状況でしょうか？

事務局回答) ペアレントプログラムはやまばと学園で行う予定のため、小集団における親子通園を通した療育と並行して実施する。

委員意見 6) 保育所等訪問支援について。今後、利用の促進、充実に努めるとあるが、体制、運営等についての検討が必要であると考えます。

委員回答) p.40,41 の「保育所等訪問支援」について、今年度も利用があった学校（保護者）があったが、現状として教員全員がしっかりと把握できている事業

ではない。今後、活用が増加していくと考えられるので、学校園に対して周知していきたい。

事務局回答) 従来ある巡回相談事業とのすみわけも含めて、検討していくことが必要。また、学校園に対する周知は引き続き行っていきたい。

委員意見 7) 障害児福祉計画について、しっかり記載いただいていると思います。いくつか教えてください。保育所への支援状況を教えてください。訪問ではなく、人員配置がなされていますでしょうか。保育所での加配の状況はどのような状況でしょうか。小学校の加配の状況も知りたいのですが、これは担当課が別でしょうか。

事務局回答) 保育所に対しては、心理相談員等による定期的な巡回相談を実施し、職員のスキルアップを図っている。「特別支援保育」制度があり、加配保育者の配置も行われている（令和2年度においては、50人）。小学校においては、「特別支援教育」制度があり、支援学級担任や介助員がフォローしている状況である。

委員意見 8) 居宅訪問型児童発達支援について、令和3年度から見込量が入っているが、全庁的に検討が必要と考える。

事務局回答) 見込量は、池田市民が他市事業所を利用した場合の実績見込を含む。今後、市で居宅訪問型児童発達支援を実施するかどうかは、慎重に議論していきたい。

委員長意見) p.46「児童発達支援」、p.47「放課後等デイサービス」において、“早期支援や療育の必要性”とされているが、就労やレスパイトを理由に預かりメインの事業所を利用しているケースが散見され、本来の主旨と乖離している。本来、これらのニーズに対応するのは日中一時支援事業や居宅支援、移動支援、その他、留守家庭児童会等であるが、例えば、日中一時支援事業の利用は、p.39によると、76人と、障がい児通所支援事業受給者証発行人数の418人に比して極端に少ない（日中一時支援事業は障がい児だけでなく成人も受けられるサービスとされていることから、76人には児童以外も含まれていると考えられる）。就労やレスパイト目的等、本来の目的と異なるニーズに対して、厚生労働省は日中一時支援事業を活用するよう指示しており、加えて、「障がい児においても、保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の一般施策を利用（併行利用を含む）する機会が確保されるよう、例えば保育所等訪問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努める事」と定めていることに加え、保育所・こども園には特別支援保育の制度があり、放課後児童クラブにも障がいのある子どもの受け入れを促進するため、職員の加配や環境整備に対する補助金も交付され、障がいのある子どももまずは一般施策である放課後児童クラブ

を利用することを原則としている。よって、実際のニーズ、および実施内容に合わせた適切なサービス提供が子どもの育ちのためには必要不可欠なので、それを実現にする計画を掲載してほしい。

事務局回答) 日中一時支援において、令和元年度の実績からは、全利用者数 88 人に対し、障がい児は 21 人となっている。利用回数では全体 4005 回に対し、障がい児の利用は 997 回。日中一時支援事業所数は 6 か所。

留守家庭児童会では、支援学級に在籍する児童は面談の上で受け入れを行っており、小学 6 年生まで利用することができる。人数に応じた職員の加配や研修の実施、発達支援課の専門職による巡回相談（希望制）を実施している。これらの内容は池田市第 2 期子ども・子育て支援事業計画に掲載されているところであり、今後も引き続き継続する。

委員長意見) p.50「3 子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ」人数は、力を入れる必要がある領域を把握するためにも機関ごとの人数を掲載してほしい。

事務局回答) もう少し詳しい内容での掲載を検討する。

委員長意見) P.49「②障害児相談支援」の利用人数が 13 人との事だが、保護者が相談支援事業所に相談に行っても、放デイのみ等、1 つのサービスしか利用していない場合は断られることがあると聞く。障がい者の計画相談で手一杯というのが理由との事だが、p.13,14 によると、相談支援事業所は 4 か所あり、今年度の計画相談実績見込み件数は障がい者と障がい児を合わせて 88 件であり、単純計算で 1 機関 20 件程度である。相談支援員は複数いる機関もあることから、マンパワーを理由に断っている理由を知りたい。

事務局回答) 相談支援事業所が 1 つ増え、相談支援の件数は増えつつある状況だが、全体でみると全く足りていない。計画にも掲載した通り、相談支援事業所の充実を図っていきたい。

委員長意見) p.37「移動支援事業」は、令和 3 年度以降も障がい児の人数が増えているにもかかわらず、令和 3 年度では年間延べ時間の見込みが、令和 2 年度から 2,500 時間以上も減少する試算になっている根拠はなにか。

事務局回答) 障がい児は放課後等デイサービスの利用により平日の移動支援の利用ニーズが減り、一人当たり年間 230 時間程度となっている。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症防止で放課後等デイサービスの休所の影響で移動支援の利用増が見込まれたため（4 月～9 月実績より）実績見込みを設定したためで、令和 3 年度より 230 時間で見込んでいる。

●案件2) 令和元年・2年度の決算(決算見込み)などについて

委員意見1) 「放課後等デイサービス」について。事業所の増加は選択肢が増える点でよいことなのでしょうが、それぞれの事業所の事業内容は気になるところです。どこかでチェックは行われているのでしょうか。また、何か問題があった場合の連絡窓口はどうなっているのか気になりました。

事務局回答) 事業所の指定及び指導・監査に関することは大阪府が所管している。問題があった際は、府及び市に連絡するようになっている。府の監査などがある場合は、なるべく市も同行し、事業所の質向上に資するようになっている。

委員長意見) 障がい児通所支援事業決算、決算見込み等について。給付額増加の理由に“早期の療育の重要性が認知されたため”とあるが、実際は、送迎付きの預かりメインの事業所を利用しているケースが散見され、適切な療育がなされているとは言い難い状況であるケースが大変多いと聞く。その実情を確認する必要があるが、もし、このような状況であるのなら、保護者の就労支援やレスパイトは日中一時支援事業等、他のサービスで対応できるよう、市のサービスを包括的に検討することが必要。国のガイドラインの盲点や他自治体を理由に、本来の趣旨にそぐわないサービス提供を続けていくと、「療育を受けさせているのに親の言う事を聞くようにならない」、「できることが増えない」などの保護者の誤った認識(本来、療育とは、保護者が家庭でわが子に対して行うことを一緒に勉強する場であるにも関わらず、習い事のように考えている誤った認識)を高める危険性、子どもが本来獲得できるはずのスキルを獲得できないまま成長するなど、子どもにとってネガティブな結果に至る危険性がある。これらの危険性については、どのように考えているのか?

事務局回答) 申請の際、児童の障がいの種類及び程度その他の心身の状態や保護者の状況等を聴き取り、福祉を損なうことのないようにしつつ、必要に応じて日中一時支援や学童保育(留守家庭児童会)等、他のサービスを勧める。丁寧に療育や訓練としての目的とともに、家庭での関わりの大切さを強調して伝えている。質の向上を粛々と進める。

委員長意見) 事業所における新型コロナウイルス感染症対策について。緊急事態宣言下で学校等休校への対応として、利用可能日数を増やしたケースがどのようなケースか(元々の給付日数や利用事業所数、事業所名、子どもの発達の状態等)を検証することにより、本来の主旨にそぐわない利用の場合、利用日数増が顕著などの傾向をつかむ事ができ、本事業の今後のあり方を検討する際に役立つと考えられる。また、利用日数を増やしたケースは、学校等が再開したことに伴い、元の支給日数に戻したのか?

事務局回答) 厚生労働省の通知に従い学校が再開したことに伴い、元の支給日数に戻し

ているところ。

委員意見 2) 年々増加の中で、医療型児童発達支援が4ヶ所から1ヶ所となった理由は？（利用が限られる？）

令和3年度から4ヶ所となった理由。必要な支援をつづけてほしい

事務局回答) 一つには、豊中市立しいの実学園が、平成31年度、新・児童発達支援センターの整備に伴い、医療型児童発達支援センターではなくなり、継続利用されている方がカウントされなくなったこと。もう一つは、医療型児童発達支援事業所そのものの数が少なく、利用者が減ったことが理由として挙げられる。

委員意見 3) 放課後等デイサービスが大幅に増え、ニーズの高まりはあるが、家庭、教育、福祉のトライアングルが必要では？そのためにもペアレントトレーニングの充実や放課後等デイサービスの支援、指導（事業所）が必要ではないか。

委員回答) デイサービスの事業所が増え、学校も把握できていないケースが多い。各関係機関との連携会議等が必要だと考えている。

事務局回答) 通所支援事業所について、学校園に対して周知するとともに、連携会議等の実施も検討していく。

委員意見 4) 保育所、居宅訪問は本当に大切。支援者（親）の大きな安心になる。

委員回答) 児童発達支援センターとして、居宅訪問についての重要性は認識しており、今後の検討課題としていきたい。保育所等訪問支援事業については、所属機関での集団適用の向上、現場職員との連携、保護者への安心感の提供を引き続き行っていく。

事務局回答) 保育所等訪問支援事業については、教育センターの協力も得つつ、学校園での周知に注力しているところ。

委員意見 5) 相談支援の充実、障がい児支援利用計画

今後、相談事例の多様化が予想される。仕事におられない人的配置を望みます

事務局回答) 相談支援の充実のため相談支援事業所の確保と人員の充実のため努めていく。

委員長意見) Ikeda\_s・e-Ikeda\_sの配布について。e-Ikeda\_sの登録者数が減少したのは、新型コロナウイルス拡大だけが影響ではない。ベビーモニターの配布が終了した時点で大幅に減少しているが、そのことが記載されていない。

事務局回答) e-Ikeda\_sの登録者数の増加を目的にベビーモニターの貸し出しを行っていたが、結果的には目的よりも手段の方がメインになってしまった。Ikeda\_sの配布、e-Ikeda\_sの登録については、数だけではなく継続して活用することが重要である。以前からの課題でもあるが、今後は活用の仕組

みづくりについて更に推進していきたいと考えている。

委員長意見) Ikeda\_s・e-Ikeda\_sの配布について。教育場面での活用例が、支援を必要とする子どもや相談場面のみになっているので、広い範囲での活用を希望する。

委員回答6) 持っていない保護者に声かけをしている。また、教師がイケダスについて知ることができるように、担当者会や校長会等で周知している。

### ●案件3) その他

委員長意見) Ikeda\_sについて。就園相談時に健康増進課から教育センターへ送る資料にIkeda\_sを使用。就園・就学相談でのIkeda\_sの使用。学校でのIkeda\_sの使用。保育所入所でのIkeda\_sの使用。健康増進課からのIkeda\_s・e-Ikeda\_sの案内(子育て期への支援時など)

委員回答) 健康増進課では、就園相談の流れ等の説明時に、Ikeda\_sを配布し、就園相談時には持参するように伝えています。また、4か月児健診で全数に配布しておりますが、昨年の緊急事態宣言を受け健診が中止になって以降、配布はしておりません。健診は再開しておりますが、感染防止対策上、現在は配布が困難な状況です。なお、4か月児健診の全数に配布する子育て情報のセットにIkeda\_s・e-Ikeda\_sのチラシも同封されております。

委員回答) 教育センターでは、就園、就学の際に活用している。今後、さらなる活用ができるように各関係機関と連携をとっていきます。

事務局回答) 保育所やこども園等、特別支援保育申請の際は、Ikeda\_sを利用し、園でも情報を活用している。今後、支援を要しないケースにおいても、配布、活用を検討している段階。

委員長意見) 医ケア対象児・重症心身障がい児への支援について。大阪府の通学支援、池田市独自の通学支援、池田市での訓練の拡充と近隣市での池田市民が受けられる訓練の情報。

委員回答) 池田保健所が支援する医療的ケア児のうち、数名が当事業を利用中。大阪府の通学支援(医療的ケア通学支援事業)の担当窓口は大阪府教育庁教育振興室支援教育課。

事務局回答) 池田市独自の通学支援は、保護者が障がいにより、障がいのある児童の通学介助が困難な方に対し通学の移動に係る支援に対し補助するもの。

委員意見1) 乳幼児、学童期の成長の中での考えないといけない問題は？

事務局回答) 喫緊の課題としては、新型コロナウイルス感染症に関連し、オンラインを含めた代替的な支援の在り方を探ること、さらに、今後、感染症の影響によるストレスが児童、家庭に及ばないかを注視し、ケアできる体制を準備

しておくことがある。

委員意見 2) 委託できる内容はないですか？

事務局回答) 現状として、民間における事業所等により、多様なサービスを提供しつつ、一方で、公立ならではのきめ細かなサービスを実施し、補完的な役割を果たしているところである。これとって委託を検討している事業はないが、あらゆる事業について、費用対効果等を参考に、委託するメリット・デメリットを比較し検討していく。

委員意見 3) 障がい児をかかえて生活への配慮（経済）、環境（シングル）などは？（特にコロナ禍の中で）

事務局回答) 本市独自施策として、「児童手当受給者臨時特別給付金」が支給された。また、ひとり親家庭で家計が厳しい場合、「児童扶養手当受給者臨時特別給付金」が支給されている。その他、必要に応じ、住宅確保給付金や税・保険料の支払い猶予に関する相談が可能です。

委員意見 4) コロナ禍における、この1年間、各支援、本当によくやって下さいました。感謝です。ありがとうございます。

事務局回答) 過分なお言葉を賜り、痛み入ります。

委員長意見) 【前回委員会にて、本委員会で報告いただきたいとされていた事項】

◎障がい児通所支援事業

- ・ 受給者証発行のハードルを下げた時の対象児の数
- ・ やまばと学園に誘導するための市の仕掛け ・ 併行通園
- ・ 親子で通えて保護者が学べる事業所についての情報提供
- ・ 保護者が学ぶことの担保方法
- ・ 親子通園と同程度の親子教室の検討
- ・ 受給者証不要の療育機関の情報提供
- ・ 障がい児通所支援事業所の庁内での情報共有
- ・ 母の負担を減らすためのサービスの情報提供

委員回答) 健康増進課が必要と判断し、案内する”療育が必要な児”の基準は変わらないため、受給者証発行のハードルを下げた場合も、対象児の人数は変わらないと考えております。心理相談員の所見を元に、医師が意見書を書いている現状があるため、受給者証発行のハードルが下がることで、保護者の手続きにかかる負担が軽減し、早期療育につながると考えられます。

委員回答) やまばと学園では、待機児童解消、児童発達支援拡充のため、令和3年度より午後の時間帯に親子療育教室を実施します。親子療育教室では、親子遊びの提供と専門職による保護者の相談時間を設け、保護者支援を行っていく予定です。

事務局回答) 案件1でお話しした通り、保育所在所の児童もやまばと学園を利用しやす

くなった。親子で通える事業所等については、窓口で情報提供を行っている。

委員長意見) 総合的に……。発達支援システム検討委員会で毎年、検討され、出た意見に対して、何が達成できて、何が達成できていないのか、今後、データで示してほしい。

事務局回答) 発達支援システム検討委員会での意見は、非常に重要なものと受け止めている。池田市としても、本市の発達支援の向上にむけてできるだけ努力していく思いである。一つ一つの課題に向き合いながら解決していくためにも、意見に上がった課題に対しての振り返りは必要である。できるだけ、お示ししていきたいと考える。